

基安安発 0712 第 1 号
平成 25 年 7 月 12 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行
に係る留意事項について

標記に関しては、平成 25 年 6 月 28 日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(平成 25 年厚生労働省令第 58 号、以下「58 号改正省令」という。)の一部を改正する省令(平成 25 年厚生労働省令第 84 号、以下「84 号改正省令」という。)が公布され、機体重量 3 トン以上の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)の運転業務従事者のうち一定の者に対して平成 25 年 7 月 1 日から 1 年間の猶与措置が定められたところである。

その趣旨及び留意事項は下記のとおりであるので、その施行に遺漏のないようにされたい。

なお、基本的に、改正省令等に係る事業場指導は懇切丁寧に実施するよう留意すること。

記

1 改正の趣旨

84 号改正省令により改正された 58 号改正省令附則第 3 条の趣旨は、次のとおりであること。

- (1) 58 号改正省令による改正前の車両系建設機械(解体用)運転技能講習(以下「旧解体用技能講習」という。)を修了した者又は平成 25 年 7 月 1 日時点において、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に 6 月以上従事した経験を有する者については、平成 26 年 6 月 30 日までの間は、引き続き、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしたこと。(附則第 3 条第 1 項関係)
- (2) 上記(1)のいずれかに該当する者については、平成 26 年 7 月 1 日以降は、平成 27 年 6 月 30 日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習(以下

「技能特例講習」という。)を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしたこと。(附則第3条第2項関係)

2 留意事項

(1) 鉄骨切断機等の運転業務関係

鉄骨切断機等の運転については、84号改正省令により猶与された者以外の者には猶与措置はないため、次のとおり直ちに必要な技能講習を受講しなければならないこと。

- ① 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(以下「掘削等技能講習」という。)を修了しているが、鉄骨切断機等の運転業務には平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあつては、車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程第4条第1項の規定に基づく特例の講習
- ② 旧解体用技能講習及び掘削等技能講習のいずれも取得しておらず、かつ鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあつては、車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程第2条第1項及び第2項の規定に基づく全科目の講習

(2) ブレーカの運転業務関係

旧解体用技能講習の修了者は、平成25年7月1日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができるが、旧解体用技能講習を修了しておらず、かつ、鉄骨切断機等の運転の業務経験が平成25年7月1日時点で6ヶ月以上の者については、平成27年6月30日までの間に行われる技能特例講習を修了すればブレーカの運転業務に就くことができるものであること。